

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第70条及び第71条並びに自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第88条から第90条まで、第92条及び第96条の規定を実施するため、予備自衛官の招集手続に関する訓令を次のように定める。

昭和45年9月21日

防衛庁長官 中 曾 根 康 弘

予備自衛官の招集手続に関する訓令

改正 昭和61年12月19日庁訓第45号
平成10年3月25日庁訓第12号
平成14年3月18日庁訓第4号
平成15年3月26日庁訓第8号
平成16年9月17日庁訓第73号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成20年3月25日庁訓第12号
平成28年8月3日省訓第52号
平成29年6月23日省訓第39号
令和元年6月20日省訓第8号
令和2年12月28日省訓第67号
令和3年3月24日省訓第11号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 防衛招集等（第3条―第17条の3）
- 第3章 訓練招集（第18条―第30条）
- 第4章 雑則（第31条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、予備自衛官の防衛招集、国民保護等招集及び災害招集並びに訓練招集の手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防衛招集等 自衛隊法（以下「法」という。）第70条第1項各号又は同条第8項の規定により、防衛大臣が防衛招集命令、国民保護等招集命令又は災害招集命令（以下「防衛招集命令等」という。）を発して予備自衛官又は法第70条第1項各号の規定による招集命令を受け、同条第3項の規定により自衛官となっている者（以下「自衛官」という。）を招集することをいう。

- (2) 訓練招集 法第71条第1項の規定により、防衛大臣が訓練招集命令を発して予備自衛官を招集することをいう。
- (3) 防衛招集等部隊等 防衛招集命令等により予備自衛官が出頭する自衛隊の部隊又は機関をいう。
- (4) 訓練招集部隊等 訓練招集命令により予備自衛官が出頭して訓練を受ける自衛隊の部隊又は機関をいう。
- (5) 担当地方協力本部長 予備自衛官の現住所の属する市区町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部の地方協力本部長をいう。
- (6) 方面総監等 方面総監、地方総監及び航空方面隊司令官をいう。
- (7) 招集担当区域 方面総監等が予備自衛官の招集手続に係る事務を担当すべき区域をいい、陸上自衛隊及び海上自衛隊においては、自衛隊法施行令（以下「施行令」という。）第14条及び第27条にそれぞれ規定する警備区域と同一の区域とし、航空自衛隊においては、別表に定める担当区域をいう。

第2章 防衛招集等

(防衛招集命令書等用紙の配布等)

第3条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、担当地方協力本部長に別記様式第1による防衛招集命令書の用紙に防衛大臣の官印を押印して配布する。

2 防衛大臣は、必要があると認めるときは、担当地方協力本部長に別記様式第1の2による国民保護等招集命令書の用紙に防衛大臣の官印を押印して配布する。

3 防衛大臣は別記様式第2による災害招集命令書の用紙に防衛大臣の官印を押印して担当地方協力本部長にあらかじめ配布する。

4 前3項の防衛大臣の官印は、押印するかわりに、官印の印影を印刷したものをを用いることができる。

5 前各項に規定するもののほか、防衛大臣の官印を押印し、又はその官印の印影を印刷した防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書（以下「防衛招集命令書等」という。）の取扱いについては、別に定める。

(防衛招集等の実施命令)

第4条 防衛大臣は、防衛招集等を行おうとする場合には、予備自衛官に対する防衛招集命令等については方面総監に対し、出頭した予備自衛官の受入れについては方面総監、地方総監及び航空総隊司令官に対し、それぞれ招集する予備自衛官の員数、招集の実施時期その他防衛招集等に必要な事項を示して、その実施を命ずる。

第4条の2 前条の規定により予備自衛官の受入れを命ぜられた航空総隊司令官は、航空方面隊司令官に対し、それぞれ招集する予備自衛官の員数、招集の実施時期その他防衛招集等に必要な事項を示して、その実施を命ずるものとする。

(部隊等に対する予備自衛官の受入れ命令等)

第5条 前2条の規定により予備自衛官の受入れを命ぜられた方面総監等は、それぞれ招集担当区域に所在する部隊及び機関（防衛大臣直轄の部隊及び機関並びに航空総隊司令官直轄の部隊を含む。第19条第1項において同じ。）について、防衛招集等部隊等を指定するとともに、招集する予備自衛官の員数、招集の実施時期その他必要な事項を示して、当該部隊等が予備自衛官を受け入れるよう命ずるものとする。

2 地方総監及び航空方面隊司令官は、前項の規定により防衛招集等部隊等を指定した場合及び予備自衛官の受入れを命じた場合には、直ちに防衛招集等部隊等、予備自衛官の員数その他防衛招集命令等の実施に必要な事項を方面総監に通知するものとする。

(担当地方協力本部長に対する防衛招集等の実施命令)

第6条 第4条の規定により防衛招集命令等の実施を命ぜられた方面総監は、担当地方協力本部長に対し、招集する予備自衛官の員数、招集の実施時期、防衛招集等部隊等その

他必要な事項を示して、防衛招集命令等の実施を命ずるものとする。

(招集すべき予備自衛官の決定)

第7条 前条の規定により防衛招集命令等の実施を命ぜられた担当地方協力本部長は、招集すべき予備自衛官を決定し、防衛招集命令書等に所要事項を記入して当該予備自衛官に交付するものとする。

(訓練招集中の予備自衛官に対する防衛招集命令書等の交付)

第8条 担当地方協力本部長は、予備自衛官に防衛招集命令書等を交付する場合において当該予備自衛官が訓練招集に応じているときは、当該予備自衛官の訓練招集部隊等の長を通じて交付するものとする。

(防衛招集命令書等に係る受領証)

第9条 施行令第92条第1項の防衛招集命令書等に係る受領証の様式は、別記様式第3、別記様式第3の2又は別記様式第4のとおりとする。

(防衛招集等に応ずることができない場合の申出書)

第10条 施行令第88条第1項に規定する申出書の様式は、別記様式第5、別記様式第5の2又は別記様式第6のとおりとする。

(信書便物の指定)

第10条の2 施行令第88条第2項に規定する信書便物のうち書留の郵便物並びにその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便物に準ずる取扱いをするものは、担当地方協力本部長が担当区域内において信書便物に係る事業を適切かつ確実に遂行できると認めて定める事業者が送達する信書便物とする。

2 施行令第93条に規定する信書便物のうち配達証明の郵便物に準ずる取扱いをするものは、担当地方協力本部長が担当区域内において信書便物に係る事業を適切かつ確実に遂行できると認めて定める事業者が送達する信書便物とする。

(防衛招集命令等の取消し等)

第11条 施行令第88条第5項の規定により同条第3項に規定する防衛招集命令等の取消し又は防衛招集等の猶予を行うことができる者として防衛大臣が指定する者は、担当地方協力本部長とする。

2 前項の防衛招集命令等の取消し又は防衛招集等の猶予は、文書により行うものとする。

(出頭の遅延の場合の処置)

第12条 防衛招集命令等を受けた予備自衛官は施行令第96条に規定する事由により指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、直ちにその旨を担当地方協力本部長及び防衛招集等部隊等の長に申し出るよう努めるものとする。

(担当地方協力本部長の通知)

第13条 担当地方協力本部長は、防衛招集命令書等を発した場合には、直ちに当該予備自衛官の氏名、現住所、指定階級、特技番号及び出頭日、防衛招集命令書等の交付番号及び発令年月日その他必要な事項を防衛招集等部隊等の長に通知するものとする。

2 担当地方協力本部長は、防衛招集命令等を取り消し、若しくは防衛招集等を猶予をした場合又は防衛招集命令書等を交付することができなかつた場合には、その都度当該予備自衛官の氏名、防衛招集命令書等の交付番号及び発令年月日、防衛招集命令等を取り消した理由、防衛招集等を猶予した理由及び期間その他必要な事項を方面総監に報告するとともに、防衛招集等部隊等の長に通知するものとする。

(施行令第88条第4項の防衛招集等の解除)

第14条 施行令第88条第5項の規定により、同条第4項に規定する防衛招集等の解除を行なうことができる者として防衛大臣が指定する者は、防衛招集等部隊等の長とする。

2 前項の防衛招集等の解除は、文書により、行うものとする。

3 防衛招集部隊等の長は、第1項の防衛招集等の解除を行なった場合には、直ちに当該予備自衛官の氏名、防衛招集命令書等の交付番号及び発令年月日、防衛招集等を解除した理由その他必要な事項を、順序を経て方面総監に報告し、又は通知するとともに、担当地方協力本部長に通知するものとする。

(身体検査)

第15条 防衛招集等部隊等の長は、出頭した予備自衛官について、別に定めるところにより身体検査を行うものとする。

(調査)

第16条 防衛招集等部隊等の長は、防衛招集命令等を受けた予備自衛官が指定された日(防衛招集等を猶予された者にあつては新たに指定された日)から3日(第12条の規定により防衛招集等部隊等の長に申し出た者にあつては申し出た期間)を過ぎてなお指定された場所に出頭しない場合には、その旨を担当地方協力本部長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた担当地方協力本部長は、当該予備自衛官に関し必要な調査を行ない、その結果を方面総監に報告するとともに、防衛招集等部隊等の長に通知するものとする。

(法第70条第6項の防衛招集等解除の実施命令)

第17条 防衛大臣は、法第70条第6項の規定により防衛招集等を解除する場合には、方面総監、地方総監、航空総隊司令官その他の防衛大臣直轄の部隊及び機関の長に対し、部隊及び機関別の防衛招集等を解除する員数及び日時その他防衛招集等の解除に必要な事項を示して、その実施を命ずる。

2 前項の規定により防衛招集等の解除の実施を命ぜられた部隊及び機関の長は、隷下の部隊又は機関の長に対し、防衛招集等を解除する員数及び日時その他防衛招集等の解除に必要な事項を示して、その実施を命ずるものとする。

3 前2項の規定により防衛招集等の解除の実施を命ぜられた部隊又は機関の長は、防衛招集等を解除すべき自衛官を決定し、防衛招集等を解除するものとする。

4 部隊又は機関の長は、防衛招集等の解除を行つた場合には、直ちに防衛招集等を解除した自衛官の氏名、防衛招集等解除年月日その他必要な事項を担当地方協力本部長に通知するものとする。

(自衛官に対する防衛招集命令書等用紙の配布等)

第17条の2 防衛大臣は、必要があると認めるときは、法第70条第8項の規定により防衛招集命令等を受けるべき自衛官が現に勤務する部隊又は機関の長に別記様式第7、別記様式第7の2又は別記様式第8による自衛官に対する防衛招集命令書等の用紙に防衛大臣の官印を押印して配布する。

2 前項の防衛大臣の印は、押印するかわりに、官印の印影を印刷したものをを用いることができる。

3 前2項に規定するもののほか、防衛大臣の官印を押印し、又はその官印の印影を印刷した自衛官に対する防衛招集命令書等の取扱いについては別に定める。

(自衛官に対する防衛招集等の実施命令)

第17条の3 防衛大臣は、法第70条第8項の規定により、自衛官に対し防衛招集等を行おうとする場合には、方面総監、地方総監、航空総隊司令官その他の防衛大臣直轄の部隊及び機関の長に対し、部隊及び機関別の防衛招集等を命ずる員数及び日時その他防衛招集等に必要な事項を示して、その実施を命ずるものとする。

2 前項の規定により自衛官に対する防衛招集等の実施を命ぜられた部隊及び機関の長は、

隷下の部隊又は機関の長に対し、防衛招集等を命ずる員数及び日時その他防衛招集等に必要な事項を示して、その実施を命ずるものとする。

- 3 前2項の規定により自衛官に対する防衛招集等の実施を命ぜられた部隊又は機関の長は、防衛招集命令等を発すべき自衛官を決定し、自衛官に対する防衛招集命令書等に所要事項を記入して当該自衛官に交付するものとする。

第3章 訓練招集

(訓練招集命令書用紙の配布等)

第18条 防衛大臣は、訓練招集を実施しようとする場合には、担当地方協力本部長に別記様式第9による訓練招集命令書の用紙に防衛大臣の官印を押印して配布するものとする。

- 2 前項の防衛大臣の官印は、押印するかわりに、官印の印影を印刷したものをを用いることができる。

- 3 前2項に規定するもののほか、防衛大臣の官印を押印し、又はその官印の印影を印刷した訓練招集命令書の取扱いについては、別に定める。

(訓練招集部隊等の指定)

第19条 方面総監等は、それぞれ招集担当区域に所在する部隊及び機関について、訓練招集部隊等を指定するものとする。

- 2 方面総監等は、予備自衛官の採用時において、当該予備自衛官に係る訓練招集部隊等を指定し、当該指定部隊等を担当地方協力本部長を通じて当該予備自衛官に通知するとともに、当該部隊等の長に当該予備自衛官の氏名、指定階級、現住所その他必要な事項を通知するものとする。

- 3 方面総監等は、前項の規定により訓練招集部隊等を指定した後、当該指定の変更を行った場合には、当該指定変更部隊等を担当地方協力本部長を通じて、当該予備自衛官に通知するとともに、当該部隊等の長に前項の規定に準じて必要な事項を通知するものとする。

(訓練招集の実施命令)

第20条 防衛大臣は、訓練招集を行うため、年度当初において、予備自衛官に対する訓練招集命令については方面総監に対し、出頭した予備自衛官の受入れについては方面総監、地方総監及び航空総隊司令官に対し、それぞれ招集の実施時期、期間その他訓練招集に必要な事項を示して、その実施を命ずる。

第20条の2 前条の規定により予備自衛官の受入れを命ぜられた航空総隊司令官は、航空方面隊司令官に対し、それぞれ招集の実施時期、期間その他訓練招集に必要な事項を示して、その実施を命ずるものとする。

(部隊等に対する予備自衛官の受入れ命令等)

第21条 前2条の規定により予備自衛官の受入れを命ぜられた方面総監等は、招集の実施時期、期間その他必要な事項を示して、第19条第1項の規定により指定された訓練招集部隊等が予備自衛官を受け入れるよう命ずる。

- 2 地方総監及び航空方面隊司令官は、前項の規定により予備自衛官の受け入れを命じ、又は命じさせた場合には、直ちに訓練招集部隊等その他訓練招集命令の実施に必要な事項を方面総監に通知するものとする。

(担当地方協力本部長に対する訓練招集の実施命令)

第22条 第20条の規定により訓練招集命令の実施を命ぜられた方面総監は、担当地方協力本部長に対し、招集の実施時期、期間その他必要な事項を示して、訓練招集命令の実施を命ずるものとする。

(訓練招集命令書に係る受領証)

第23条 施行令第92条第1項の訓練招集命令書に係る受領証の様式は、別記様式第10のとおりとする。

(訓練招集に応ずることができない場合の申出書)

第24条 施行令第89条第1項に規定する申出書の様式は、別記様式第11のとおりとする。

(訓練招集命令の取消し等)

第25条 施行令第89条第5項の規定により、同条第3項に規定する訓練招集命令の取消し又は変更を行なうことができる者として防衛大臣が指定する者は、担当地方協力本部長とする。

2 前項の訓練招集命令の取消し又は変更は、文書により行なうものとする。

(出頭の遅延の場合の処置)

第26条 訓練招集命令を受けた予備自衛官は、施行令第96条に規定する事由により指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、直ちにその旨を担当地方協力本部長及び訓練部隊等の長に申し出るよう努めるものとする。

(担当地方協力本部長の通知)

第27条 担当地方協力本部長は、訓練招集命令書を発した場合には、直ちに当該予備自衛官の氏名、年令、指定階級、特技番号及び出頭日、訓練招集命令書の交付番号及び発令年月日その他必要な事項を訓練招集部隊等の長に通知するものとする。

2 担当地方協力本部長は、訓練招集命令を取り消し、若しくは変更した場合又は訓練招集命令書を交付することができなかつた場合には、そのつど当該予備自衛官の氏名、訓練招集命令書の交付番号及び発令年月日、訓練招集命令を取り消し、又は変更した理由その他必要な事項を方面総監に報告するとともに、訓練招集部隊等の長に通知するものとする。

(訓練招集の変更)

第28条 施行令第89条第5項の規定により、同条第4項に規定する訓練招集命令の変更を行なうことができる者として防衛大臣の指定する者は、訓練招集部隊等の長とする。

2 前項の訓練招集命令の変更は、文書により行なうものとする。

3 訓練招集部隊等の長は、第1項の訓練招集命令の変更を行なつた場合には、直ちに当該予備自衛官の氏名、訓練招集命令書の交付番号及び発令年月日、訓練招集命令を変更した理由その他必要な事項を順序を経て方面総監に報告し、又は通知するとともに、担当地方協力本部長に通知するものとする。

(身体検査)

第29条 訓練招集部隊等の長は、出頭した予備自衛官について、別に定めるところにより身体検査を行なうものとする。

(調査)

第30条 訓練招集部隊等の長は、訓練招集命令を受けた予備自衛官が訓練招集に応じなかつた場合には、その旨を担当地方協力本部長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた担当地方協力本部長は、当該予備自衛官に関し必要な調査を行ない、その結果を方面総監に報告するとともに、訓練招集部隊等の長に通知するものとする。

第4章 雑則

(委任規定)

第31条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長

が定める。

- 2 陸上幕僚長は、前項の規定により地方協力本部長の行う予備自衛官の招集手続に関し必要な定めをするときは、海上幕僚長及び航空幕僚長と協議するものとする。

附 則 (抄)

- 1 この訓令は、昭和45年9月21日から施行する。
- 2 陸上自衛隊の予備自衛官の招集手続に関する訓令(昭和32年陸上自衛隊訓令第9号)は、廃止する。
- 3 この訓令の施行日において現に予備自衛官である者については、第19条第2項及び第3項の規定を適用して、当該予備自衛官に係る訓練招集部隊等の指定及び指定後の変更を行なうものとする。

附 則 (昭和61年12月19日庁訓第45号)

この訓令は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日庁訓第12号) (抄)

- 1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。
附 則 (平成14年3月18日庁訓第4号)
- 1 この訓令は、平成14年3月27日から施行する。
附 則 (平成15年3月26日庁訓第8号)
- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
附 則 (平成16年9月17日庁訓第73号)
- 1 この訓令は、平成16年9月17日から施行する。
附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号)
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
- 3 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
(この用紙に関する経過措置)
- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則 (平成20年3月25日庁訓第12号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。
(予備自衛官の招集手続に関する訓令の一部改正、即応予備自衛官の招集手続に関する訓令の一部改正及び予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)
- 2 予備自衛官の招集手続に関する訓令の一部改正、即応予備自衛官の招集手続に関する訓令の一部改正及び予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令の一部改正に関し、この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則 (平成28年8月3日省訓第52号)

この訓令は、平成28年8月3日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日省訓第39号)

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月20日防衛省訓令第8号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和２年１２月２８日防衛省訓令第６７号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和２年１２月２８日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和３年３月２４日防衛省訓令第１１号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和３年３月２４日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条関係）

| 航空方面隊司令官 | 担 当 区 域 | | | | | | | |
|------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 北部航空方面隊司令官 | 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 | |
| 中部航空方面隊司令官 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | 新潟県 |
| | 富山県 | 石川県 | 福井県 | 山梨県 | 長野県 | 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 |
| 西部航空方面隊司令官 | 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県 | 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 |
| | 高知県 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
| 南西航空方面隊司令官 | 沖縄県 | | | | | | | |

別記様式第 1

交付番号 第 号

防 衛 招 集 命 令 書

予備自衛官の現住所

予備自衛官の指定階級 認識番号

予備自衛官の氏名

防衛招集を命ずる。次により出頭されたい。

| | |
|------|-----------------------|
| 出頭日時 | 年 月 日 時 分 |
| 出頭場所 | 部隊等の所在地 部隊等の名称 |

年 月 日

防衛大臣

印

(担当地方協力本部の名称
担当地方協力本部の所在地)

(裏 面)
注 意

- 1 自衛隊員からこの防衛招集命令書（以下「命令書」という。）を交付された者は、この命令書に添付してある受領証に所要事項を記入の上、直ちにこれを返却してください。
- 2 防衛招集を命ぜられた予備自衛官以外の者がこの防衛招集命令書を受領した場合には、直ちに防衛招集を命ぜられた予備自衛官に、迅速・確実な方法をもって出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を通知の上、速やかにこの命令書を渡してください。なお、防衛招集を命ぜられた予備自衛官が行方不明等のため通知できない場合には、その旨を担当地方協力本部に通知してください。
- 3 防衛招集を命ぜられた予備自衛官は、部隊等に出頭する場合には、この命令書を必ず携行してください。なお、防衛招集を命ぜられた予備自衛官以外の者に命令書が交付され、防衛招集を命ぜられた予備自衛官がその者からこの命令書を受領しては指定の日時に指定の場所に出頭することができないと認められる場合には、この命令書を携行しなくても差し支えありません。
- 4 防衛招集を命ぜられた予備自衛官で次の各号のいずれかに掲げる理由により防衛招集に応ずることのできない場合には、定められた様式の申出書に市町村長の証明書（第1号に掲げる理由によるもの、第2号中、配偶者若しくは1親等の血族の負傷若しくは疾病によるもの又は第3号に掲げる理由によるものにあつては、病名又は負傷の程度の負傷又は疾病の原因、病後の経過、治癒の見込みその他参考になる所見を記載した医師の診断書及び市町村長の証明書）を添えて担当地方協力本部長に直接持参又は書留の郵便物、その取扱いにおいて引き受け及び配達記録をする郵便物若しくは予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）第10条の2第1項に規定する信書便物の送付によって申し出なければなりません。なお、申出書の様式等については地方協力本部に問い合わせてください。
 - (1) 疾病又は負傷のとき。
 - (2) 配偶者又は1親等の血族が死亡又は負傷若しくは疾病のため重態であるとき。
 - (3) 同居の親族が負傷又は疾病により重態であつて防衛招集を命ぜられた予備自衛官以外にその看護をする者がいないとき。
 - (4) 親族が死亡し又は住居が滅失し、若しくは重大な災害を被つた場合において防衛招集を命ぜられた予備自衛官以外にその後始末をする者がいないとき。
- 5 防衛招集を命ぜられた予備自衛官は、疾病又は負傷、交通途絶又は遮断、交通機関の事故その他の理由により、指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、直ちにその旨を担当地方協力本部長及び出頭すべき部隊等に連絡してください。
- 6 罰則事項
自衛隊法第119条の規定により、同法第70条第1項第1号の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官で、正当な理由がなく指定された日から3日過ぎてなお指定された場所に出頭しないものは、3年以下の懲役又は禁錮に処せられます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。
- 2 用紙の色は、淡赤色とする。

交付番号 第 号

国民保護等招集命令書

予備自衛官の現住所

予備自衛官の指定階級 認識番号

予備自衛官の氏名

国民保護等招集を命ずる。次により出頭されたい。

| | |
|------|-----------------------|
| 出頭日時 | 年 月 日 時 分 |
| 出頭場所 | 部隊等の所在地 部隊等の名称 |

年 月 日

防衛大臣

印

(担当地方協力本部の名称
担当地方協力本部の所在地)

(裏 面)
注 意

- 1 自衛隊員からこの国民保護等招集命令書（以下「命令書」という。）を交付された者は、この命令書に添付してある受領証に所要の事項を記入の上、直ちにこれを返却してください。
- 2 国民保護等招集を命ぜられた予備自衛官以外の者がこの命令書を受領した場合には、直ちに国民保護等招集を命ぜられた予備自衛官に、迅速・確実な方法をもって出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を通知の上、速やかにこの命令書を渡してください。なお、国民保護等招集を命ぜられた予備自衛官が行方不明等のため通知できない場合には、その旨を担当地方協力本部に通知してください。
- 3 国民保護等招集を命ぜられた予備自衛官は、部隊等に出頭する場合にはこの命令書を必ず携行してください。なお、国民保護等招集を命ぜられた予備自衛官以外の者に命令書が交付され、国民保護等招集を命ぜられた予備自衛官が、その者からこの命令書を受領しては指定の日時に指定の場所に出頭することができないと認められる場合には、この命令書を携行しなくても差し支えありません。
- 4 国民保護等招集を命ぜられた予備自衛官で、次の各号のいずれかに掲げる理由により国民保護等招集に応ずることができない場合には、定められた様式の申出書に、市町村長の証明書（第1号に掲げる理由によるもの、第2号中、配偶者若しくは1親等の血族の負傷若しくは疾病によるもの又は第3号に掲げる理由によるもの）にあっては、病名又は負傷の程度、負傷又は疾病の原因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書及び市町村長の証明書）を添えて担当地方協力本部長に直接持参又は書留の郵便物、その取扱いにおいて引き受け及び配達記録をする郵便物若しくは予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）第10条の2第1項に規定する信書便物の送付によって申し出なければなりません。なお、申出書の様式等については担当地方協力本部にお問い合わせください。
 - (1) 疾病又は負傷のとき。
 - (2) 配偶者又は1親等の血族が死亡又は負傷若しくは疾病のため重態であるとき。
 - (3) 同居の親族が負傷又は疾病により重態であつて国民保護等招集を命ぜられた予備自衛官以外にその看護をする者がいないとき。
 - (4) 親族が死亡し又は住居が滅失し、若しくは重大な災害を被つた場合において国民保護等招集を命ぜられた予備自衛官以外にその後始末をする者がいないとき。
- 5 国民保護等招集を命ぜられた予備自衛官は、疾病又は負傷、交通途絶又は遮断、交通機関の事故その他の理由により、指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、直ちにその旨を担当地方協力本部及び出頭すべき部隊等に連絡してください。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。
- 2 用紙の色は、淡黄色とする。

別記様式第2

交付番号 第 号

災害招集命令書

予備自衛官の現住所

予備自衛官の指定階級 認識番号

予備自衛官の氏名

災害招集を命ずる。次により出頭されたい。

| | |
|------|-------------------|
| 出頭日時 | 年 月 日 時 分 |
| 出頭場所 | 部隊等の所在地 部隊等の名称 |

年 月 日

防衛大臣

印

(担当地方協力本部の名称
担当地方協力本部の所在地)

(裏 面)
注 意

- 1 自衛隊員からこの災害招集命令書（以下「命令書」という。）を交付された者は、この命令書に添付してある受領証に所要事項を記入の上、直ちにこれを返却してください。
- 2 災害招集を命ぜられた予備自衛官以外の者がこの命令書を受領した場合には、直ちに災害招集を命ぜられた予備自衛官に、迅速・確実な方法をもつて出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を通知の上、速やかにこの命令書を渡してください。なお、災害招集を命ぜられた予備自衛官が行方不明等のため通知できない場合には、その旨を担当地方協力本部に通知してください。
- 3 災害招集を命ぜられた予備自衛官は、部隊等に出頭する場合には、この命令書を必ず携行してください。なお、災害招集を命ぜられた予備自衛官以外の者に命令書が交付され、災害招集を命ぜられた予備自衛官が、その者からこの命令書を受領しては指定の日時に指定の場所に出頭することができないと認められる場合には、この命令書を携行しなくても差し支えありません。
- 4 災害招集を命ぜられた予備自衛官で次の各号のいずれかに掲げる理由により災害招集に応ずることができない場合には、定められた様式の申出書に、市町村長の証明書（第1号に掲げる理由によるもの、第2号中、配偶者若しくは1親等の血族の負傷若しくは疾病によるもの又は第3号に掲げる理由によるもの）にあつては、病名又は負傷の程度、負傷又は疾病の原因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書及び市町村長の証明書）を添えて担当地方協力本部長に直接持参又は書留の郵便物、その取扱いにおいて引き受け及び配達記録をする郵便物若しくは予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）第10条の2第1項に規定する信書便物の送付によって申し出なければなりません。なお、申出書の様式等については地方協力本部に問い合わせてください。
 - (1) 疾病又は負傷のとき。
 - (2) 配偶者又は1親等の血族が死亡又は負傷若しくは疾病のため重態であるとき。
 - (3) 同居の親族が負傷又は疾病により重態であつて災害招集を命ぜられた予備自衛官以外にその看護をする者がいないとき。
 - (4) 親族が死亡し又は住居が滅失し、若しくは重大な災害を被つた場合において災害招集を命ぜられた予備自衛官以外にその後始末をする者がいないとき。
- 5 災害招集を命ぜられた予備自衛官は、疾病又は負傷、交通途絶又は遮断、交通機関の事故その他の理由により、指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、直ちにその旨を担当地方協力本部長及び出頭すべき部隊等に連絡してください。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。
- 2 用紙の色は、淡青色とする。

別記様式第3

| | | |
|-----------------------------|--------|-----------------|
| 交付番号 | 第 | 号 |
| 受領証 | | |
| 年 | 月 | 日 |
| 時 | 分 | を出頭日時とする |
| 年 | 月 | 日 |
| 交付 | 番号 | 第 |
| 号 | の | 防衛招集命令書を受領しました。 |
| 年 | 月 | 日 |
| 時 | 分 | |
| 予備自衛官の指定階級 | | 認識番号 |
| 予備自衛官の氏名（自筆） | | |
| （本人の代わりに受領した者は、下に署名してください。） | | |
| 代理受領者 | 氏名（自筆） | |
| 地方協力本部長 | 殿 | |

備考

- 1 この受領証は、隊員によつて防衛招集命令書を交付する場合に添付するものとする。
- 2 用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第3の2

| | | |
|-----------------------------|--------|--------------------|
| 交付番号 | 第 | 号 |
| 受領証 | | |
| 年 | 月 | 日 |
| 時 | 分 | を出頭日時とする |
| 年 | 月 | 日 |
| 交付 | 番号 | 第 |
| 号 | の | 国民保護等招集命令書を受領しました。 |
| 年 | 月 | 日 |
| 時 | 分 | |
| 予備自衛官の指定階級 | | 認識番号 |
| 予備自衛官の氏名（自筆） | | |
| （本人の代わりに受領した者は、下に署名してください。） | | |
| 代理受領者 | 氏名（自筆） | |
| 地方協力本部長 | 殿 | |

備考

- 1 この受領証は、隊員によつて国民保護等招集命令書を交付する場合に添付するものとする。
- 2 用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 4

| | | |
|-----------------------------|------|-------------------|
| 交付番号 | 第 | 号 |
| 受 領 証 | | |
| 年 | 月 | 日 |
| 時 | 分 | を出頭日時とする |
| 年 | 月 | 日付交付 |
| 番号 | 第 | 号の災害招集命令書を受領しました。 |
| 年 | 月 | 日 |
| 時 | 分 | |
| 予備自衛官の指定階級 | 認識番号 | |
| 予備自衛官の氏名 (自筆) | | |
| (本人の代わりに受領した者は、下に署名してください。) | | |
| 代理受領者 氏名 (自筆) | | |
| 地方協力本部長 | 殿 | |

備考

- 1 この受領証は、隊員によつて災害招集命令書を交付する場合に添付するものとする。
- 2 用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 5

| | | |
|---|------|----------|
| 申 出 書 | | |
| 防衛招集命令書交付番号 | 第 | 号 |
| 指定出頭日時 | 年 | 月 日 時 分 |
| 指定出頭場所 | | |
| 出頭部隊等の名称 | | |
| 予備自衛官の現住所 | | |
| 予備自衛官の指定階級 | 認識番号 | |
| 予備自衛官の氏名 | | |
| 下記理由により指定の日時及び場所に出頭することができませんので、別紙書類 (市町村長の証明書、医師の診断書) を添えて申し出ます。 | | |
| 記 | | |
| 1 理 由 | | |
| 2 出頭の見込み年月日 | | |
| | 年 | 月 日 |
| 防衛大臣 | 殿 | |
| | (送付先 | 地方協力本部長) |

備考

- 1 この申出書は、防衛招集に応ずることができない場合に用いるものとする。
- 2 用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第5の2

| | |
|---|---------------|
| 申 出 書 | |
| 国民保護等招集命令書交付番号 | 第 号 |
| 指定出頭日時 | 年 月 日 時 分 |
| 指定出頭場所 | |
| 出頭部隊等の名称 | |
| 予備自衛官の現住所 | |
| 予備自衛官の指定階級 | 認識番号 |
| 予備自衛官の氏名 | |
| 下記理由により指定の日時及び場所に出頭することができませんので、別紙書類（市町村長の証明書、医師の診断書）を添えて申し出ます。 | |
| 記 | |
| 1 理由 | |
| 2 出頭の見込み年月日 | |
| | 年 月 日 |
| 防衛大臣 殿 | |
| | (送付先 地方協力本部長) |

備考

- 1 この申出書は、国民保護等招集に応ずることができない場合に用いるものとする。
- 2 用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第6

| | |
|---|---------------|
| 申 出 書 | |
| 災害招集命令書交付番号 | 第 号 |
| 指定出頭日時 | 年 月 日 時 分 |
| 指定出頭場所 | |
| 出頭部隊等の名称 | |
| 予備自衛官の現住所 | |
| 予備自衛官の指定階級 | 認識番号 |
| 予備自衛官の氏名 | |
| 下記理由により指定の日時及び場所に出頭することができませんので、別紙書類（市町村長の証明書、医師の診断書）を添えて申し出ます。 | |
| 記 | |
| 1 理由 | |
| 2 出頭の見込み年月日 | |
| | 年 月 日 |
| 防衛大臣 殿 | |
| | (送付先 地方協力本部長) |

備考

- 1 この申出書は、災害招集に応ずることができない場合に用いるものとする。
- 2 用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第7

| | | | |
|------|---|---|-----------|
| 交付番号 | 第 | 号 | |
| | | | 防衛招集命令書 |
| 所 属 | | | |
| 階 級 | | | 認識番号 |
| 氏 名 | | | |
| | | | 防衛招集を命ずる。 |
| | 年 | 月 | 日 |
| | | | 防衛大臣 印 |

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。
- 2 用紙の色は、淡紅色とする。

別記様式第7の2

| | | | |
|------|---|---|--------------|
| 交付番号 | 第 | 号 | |
| | | | 国民保護等招集命令書 |
| 所 属 | | | |
| 階 級 | | | 認識番号 |
| 氏 名 | | | |
| | | | 国民保護等招集を命ずる。 |
| | 年 | 月 | 日 |
| | | | 防衛大臣 印 |

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。
- 2 用紙の色は、淡黄色とする。

別記様式第 8

| | | | |
|-----------|---|---|---------------|
| 交付番号 | 第 | 号 | 災 害 招 集 命 令 書 |
| 所 属 | | | |
| 階 級 | | | 認識番号 |
| 氏 名 | | | |
| 災害招集を命ずる。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 防衛大臣 | | | 印 |

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。
- 2 用紙の色は、淡青色とする。

別記様式第 9

| | | | |
|---------------------------------|--------------------|---|---------------|
| 交付番号 | 第 | 号 | 訓 練 招 集 命 令 書 |
| 予備自衛官の現住所 | | | |
| 予備自衛官の指定階級 | | | |
| 認識番号 | | | |
| 予備自衛官の氏名 | | | |
| 訓練招集を命ずる。次により出頭されたい。 | | | |
| 出頭日時 | 年 月 日 時 分 | | |
| 出頭場所 | 部隊等の所在地 | | |
| | 部隊等の名称 | | |
| 招集期間 | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 | | |
| 年 月 日 | | | |
| 防衛大臣 | | | 印 |
| (担当地方協力本部の名称 担当地方協力本部の所在地) | | | |

(裏 面)
注 意

- 1 自衛隊員からこの訓練招集命令書（以下「命令書」という。）を交付された者は、この命令書に添付してある受領証に所要事項を記入の上、直ちにこれを返却してください。
- 2 訓練招集を命ぜられた予備自衛官以外の者がこの命令書を受領した場合には、直ちに訓練招集を命ぜられた予備自衛官に、迅速・確実な方法をもって出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を通知の上、速やかにこの命令書を渡してください。なお、訓練招集を命ぜられた予備自衛官が行方不明等のため通知できない場合には、その旨を担当地方協力本部に通知してください。
- 3 訓練招集を命ぜられた予備自衛官は、部隊等に出頭する場合には、この命令書を必ず携行してください。なお、訓練招集を命ぜられた予備自衛官以外の者に命令書が交付され、訓練招集を命ぜられた予備自衛官がその者からこの命令書を受領しては指定の日時に指定の場所に出頭することができないと認められる場合には、この命令書を携行しなくても差し支えありません。
- 4 訓練招集を命ぜられた予備自衛官で疾病、負傷その他の理由によって訓練招集に応ずることができない場合には、定められた様式の申出書に、市町村長の証明書、医師の診断書（病名、負傷の程度、負傷若しくは疾病の原因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載したもの）その他訓練招集に応ずることができない理由を証明するに十分な書面を添えて担当地方協力本部長に直接持参又は郵便物若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物として送付することによって申し出なければなりません。なお、申出書の様式等については担当地方協力本部に問い合わせてください。
- 5 訓練招集を命ぜられた予備自衛官は、疾病又は負傷、交通途絶又は遮断、交通機関の事故その他の理由により、指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、直ちにその旨を担当地方協力本部長及び出頭すべき部隊等に連絡してください。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。
- 2 用紙の色は、白色とする。

別記様式第 1 0

| | | |
|-----------------------------|------|---------------------|
| 交付番号 | 第 | 号 |
| 受 領 証 | | |
| 年 月 日 | 交付番号 | 第 号の訓練招集命令書を受領しました。 |
| 年 月 日 | 時 分 | |
| 予備自衛官の指定階級 | 認識番号 | |
| 予備自衛官の氏名 (自筆) | | |
| (本人の代わりに受領した者は、下に署名してください。) | | |
| 代理受領者 氏名 (自筆) | | |
| 地方協力本部長 殿 | | |

別記様式第 1 1

| | | |
|---|-----------|---------------|
| 申 出 書 | | |
| 訓練招集命令書交付番号 | 第 | 号 |
| 指定出頭日時 | 年 月 日 | 時 分 |
| 指定出頭場所 | | |
| 出頭部隊等の名称 | | |
| 予備自衛官の現住所 | | |
| 予備自衛官の指定階級 | 認識番号 | |
| 予備自衛官の氏名 | | |
| 下記の理由により指定の日時及び場所に出頭することができませんので、別紙書類 (市町村長の証明書、医師の診断書その他訓練招集に応ずることができない理由を証明するに十分な書面) を添えて申し出ます。 | | |
| 記 | | |
| 1 | 理 由 | |
| 2 | 出頭の見込み年月日 | 年 月 日 |
| 3 | 出頭希望場所 | |
| | 年 月 日 | |
| 防衛大臣 殿 | | |
| | | (送付先 地方協力本部長) |